

令和4年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲法・刑法・刑事訴訟法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法、刑事訴訟法の3科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン（鉛筆は不可）を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、各科目1枚ずつです。すべての解答用紙に受験番号・氏名を記入してください。
また、解答用紙が不足した場合は、挙手のうえ、監督者へ解答用紙の追加を申し出てください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【憲 法】

問 成人Xはかつて児童買春事件を起こし、逮捕・起訴および有罪判決（罰金刑・確定）の時点で、ある地方新聞A社の社会面に実名入りで勤務先や居住地などが掲載されたが、インターネット上にA新聞社によって掲載された事件報道は、実際の紙面記事から半年程度で同新聞社自身によって削除された。ところが、インターネット上のさまざまなホームページ（ウェブサイト）には、A社の当該事件報道がその後も転載されている。その結果、すでに社会復帰して10年間、まじめに暮らしているXは、勤務先や居住地の近辺で上記のインターネット記事（本問記事）が周囲の人々に知られてしまうことによって、強いストレスによる心の病気を余儀なくされている。

そこでXは、インターネット上の本問記事を根本的に削除するために、検索事業者であるY社（同種の実際の事案ではグーグル〔Google〕の運営会社）を相手取り、同社による検索削除を請求したいと考えている。Xから相談を受けた弁護士Zは、同種の事案（いわゆる検索結果削除事件）における最高裁の判例（最高裁平成29年1月31日決定＝以下、「本問判例」と呼ぶ。①②および下線は出題者による。）を参考にしつつ、Xにも理解できるように論点を分かりやすく記述する作業に取りかかった。

（参照，最高裁平成29年1月31日決定）

①「検索事業者は、インターネット上のウェブサイトに掲載されている情報を網羅的に収集してその複製を保存し、同複製を基にした索引を作成するなどして情報を整理し、利用者から示された一定の条件に対応する情報を同索引に基づいて検索結果として提供するものであるが、この情報の収集、整理及び提供はプログラムにより自動的に行われるものの、同プログラムは検索結果の提供に関する検索事業者の方針に沿った結果を得ることができるように作成されたものであるから、検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する。」

②「以上のような検索事業者による検索結果の提供行為の性質等を踏まえると、検索事業者が、ある者に関する条件による検索の求めに応じ、その者のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかなる場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができる」。

（小問1）あなたが弁護士Zであれば、本問判例の①の論点を分かりやすく整理するためには、どのような記述をするか。（総計50点中の25点）

（小問2）あなたが弁護士Zであれば、本問判例の②の論点を分かりやすく整理するためには、どのような記述をするか。（総計50点中の25点）

以 上

【刑 法】

問題

次の【事例】における甲・乙の罪責について、事実を示しつつ論じなさい。（特別法違反の点を除く。）

【事例】

甲（45歳，男）は，ギャンブルで借金をして金に困っている乙（40歳，男）から，「こうなったら泥棒をしてでも金がほしい。」と相談されたので，乙に対し，「一人暮らしのA（65歳，女）という人が家の中に多額の現金を保管していると聞いた。Aの留守中にA方に立ち入って，現金を手に入れたらどうか。」と提案した。それを聞いた乙は，甲の提案を実行することを決意し，2，3日の間，A宅付近から様子をうかがい，Aが外出して留守になる時間の目安をつけた。

某日，かねて目安をつけていた時間ごろ，乙は，いざとなったら脅して金を奪うつもりで，刃体の長さ10センチメートルほどの折り畳みナイフをズボンのポケットに入れてA方付近まで行った。しばらく様子をうかがっていると，15分ほどして，Aが玄関から出ていくのが見えたので，乙は，開いたままのドアから家の中に立ち入った。ところが，たまたまA宅に来ていた別人B（70歳，男）と廊下で鉢合わせしてしまった。そこで，乙は，Bに対し，持参したナイフを示して「動くな，金を出せ。」と申し向けて脅した。乙は，Bより年齢が若い上，身長180センチメートル，体重80キログラムであり，身長160センチメートル，体重50キログラムのBより，体格でもまさっていたが，Bは，ひるまず乙に殴りかかってきた。これに対し，乙は，予想外のことに面食らって，何も奪うことなくA方を出て逃走した。Bは，乙に殴りかかった際に，乙の持っていたナイフが接触して，左手に加療2週間程度を要する切り傷を負った。

なお，甲は，乙がナイフを持ってA宅に行くことは，認識していなかったものとする。

以 上

【刑事訴訟法】

強盗罪（被害品は時価30万円相当の貴金属）の被疑者甲は、早朝7時頃、自宅でX警察署警察官Jに任意同行を求められ、これに応じた。甲は、午前7時30分頃にX警察署に到着後、深夜に至るまで、取調官Kから、同警察署内の取調室において取調べを受けた。Kは、甲に対して、黙秘権及び取調室からいつでも退去できる旨を告げたうえで、本件強盗について取調べを開始した。その間、昼、夕食時のほか数回の休憩を挟んだ。しかし、甲は、午後2時頃になって「これ以上の取調べは別の日にしてほしい」と述べるなど、何度か帰宅を申し出たが、Kがその都度これを無視したため、甲はやむなく取調室にとどまり取調べを受けた。午後8時頃、甲が犯行を自白したので、Kはその旨の自白調書を作成した。

以上の取調べは適法か。また、この取調べにより得られた自白調書に証拠能力は認められるか。

以 上